

安田町

~ 目 次 ~

第1章 計画の策定に当たって	
【1】計画改定の趣旨	1
【2】計画の位置づけ	1
【3】計画の期間	1
【4】SDGsとの関係	2
【5】計画策定の経過	2
第2章 男女共同参画に関する動向	
【1】国際的な動向	3
【2】国内の動向	4
【3】県内の動向	4
【4】他の計画との関係	6
第3章 本町を取り巻く現状	
【1】本町の人口動向	7
(1)人口の推移	7
(2)人口の構成	7
(3)自然増減、社会増減の推移	8
【2】家庭生活	9
(1) 婚姻件数等	9
(2) 家庭生活での男女の平等意識	9
(3) 家庭生活での男女の役割	10
(4) 家庭での就業状況	11
【3】就業生活	12
(1) 男女の地位について	12
(2) 働き方について	13
第4章 計画の基本的な考え方	
【1】基本理念と基本目標	16
(1) 基本理念	16
(2) 基本目標	17
【2】施策の体系	18
第5章 具体的な取組内容	
【基本目標1】男女が共に認め合うまちづくり	19
1 男女共同参画の理解促進と意識づくり	19
2 学びの場における男女共同参画の推進	20
【基本目標2】男女が共に活躍できるまちづくり	21
3 あらゆる分野への女性の参画促進	21
4 働く場における男女共同参画の推進	23

【基	基本	目標3】男女が共に仕事と家庭を両立できるまちづくり	24
	5	仕事と家庭生活が両立できる環境づくり	24
	6	地域活動における男女共同参画の推進	27
【基	基本	目標4】男女が共に安心して暮らせるまちづくり	28
	7	人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	28
	8	生涯にわたる男女の健康づくり	30
	9	誰もが安心できる福祉のまちづくり	31
第6章	計i	画の推進体制	33
資料編			34
	1	安田町男女共同参画計画策定委員会 設置要綱	34
	2	安田町男女共同参画計画策定委員会 委員名簿	35
	用記	吾解説	36



第1章 計画の策定に当たって

【1】計画改定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められる中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題と位置づけられています。(「男女共同参画社会基本法」前文より)人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、男女共同参画社会の実現は、地域社会の活力を維持する上でも課題となっています。

安田町においては、平成 29 年 3 月に安田町男女共同参画計画を策定し、様々な取り組みを進めてきました。しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる「役割分担意識」が根強く、男女共同参画の実現に向けてはまだ多くの課題が残されています。

こうしたことを踏まえ、安田町男女共同参画計画を改定することとしました。

【2】計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)第 2 条の 3 第 3 項のそれぞれに定める計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画等、関連する計画との整合性を図ります。

【3】計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

【4】SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年を期限とする国際社会全体の共通目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGsに参画できる取組を推進しています。

《本計画と特に関係が深いSDGs》

5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る。



【5】計画策定の経過

1 安田町男女共同参画計画策定委員会

計画の策定に当たっては、各種団体・組織の関係者等から構成される「安田町男女共同 参画計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

「安田町男女共同参画計画策定委員会」とは

「安田町男女共同参画計画策定委員会設置要綱」に基づいて設置される委員会で、男女共同参画に係る基本計画の策定及び推進に関すること等を審議する。委員は12人以内。

2 アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する 上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	18歳以上の住民1,000人(住民基本台帳による無作為抽出)
調査方法	郵送配付、郵送・窓口回収
調査時期	令和3年9月
有効回収数	395件(39.5%)

第2章 男女共同参画に関する動向

【1】国際的な動向

我が国における男女共同参画の取組は、国連婦人年(昭和 50 年)を契機に、国連を中心とした国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められてきました。

令和2年に開催された「第 64 回国連女性の地位委員会」(北京+25) では、いかなる国もジェンダー平等や女性及び女児のエンパワーメントを達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習等に対する危惧が示され、さらなる取組の重要性が確認されました。

また、平成 27 年には国連でSDGsが採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGsの 17 の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性及び女児に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図ることが求められています。

■ジェンダー・ギャップ指数■

(156 か国中の順位)	経済活動の 参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド (1位)	0.846	0.999	0.760	0.760	0.892
フィンランド (2位)	0.806	1.000	0.669	0.669	0.861
ノルウェー (3位)	0.792	1.000	0.640	0.640	0.849
\downarrow					
英国 (23 位)	0.716	0.999	0.966	0.419	0.775
<u> </u>					
韓国(102位)	0.586	0.973	0.976	0.214	0.763
					
中国(107位)	0.701	0.973	0.935	0.118	0.682
<u> </u>					
日本(120位)	0.604	0.983	0.973	0.061	0.656

資料:The Global Gap Report 2021

上表から、日本は、特に「経済活動」や「政治」の分野で指数が低いことが分かります。

【2】国内の動向

昭和50年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年に女性行政関連施策の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。そして、昭和60年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)を制定する等、国内法の整備が進められました。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、第2次~第4次と改定が進み、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■国の「第5次男女共同参画基本計画」に掲げられているめざすべき社会■

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富ん だ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで揚げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【3】県内の動向

平成 13 年度に「こうち男女共同参画プラン」を策定し、その後、社会情勢の変化や課題を踏まえ、平成 16 年度、22 年度、28 年度、令和 3 年度にそれぞれ改定されています。

また、平成15年度には「高知県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、平成26年度には「高知家の女性しごと応援室」を開設するなど、女性の就労支援や登用促進の取組を大幅に強化し、県の重要な施策として取り組みが進められています。

今後も、県民や事業者、県内各市町村との連携・協働のもと、取組を推進していくこととしています。

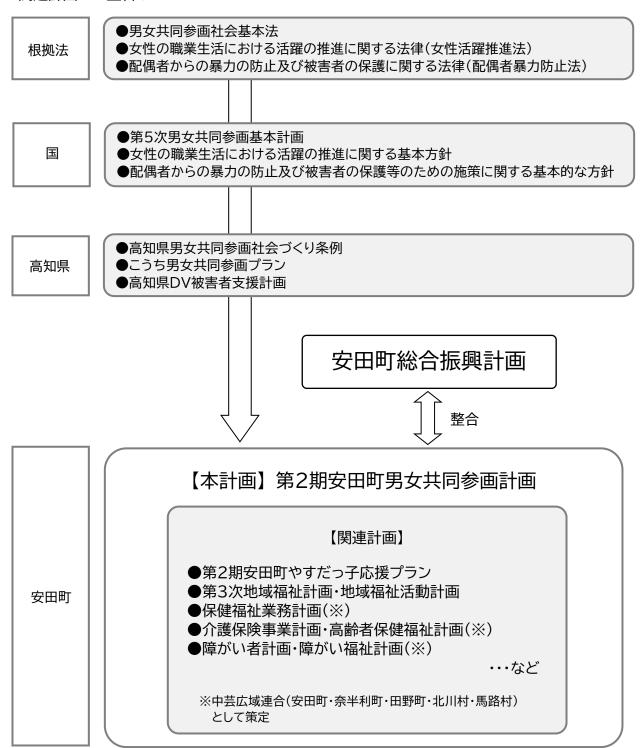
■こうち男女共同参画プラン「取組の体系」■

	■こつら男女共向参画フラブ 収組の体糸」■ 					
	【テーマ1】意識を変える(あらゆる分野における男女共同参画の推進)				
1	社会全体の意識を変える	①意識改革と社会制度・慣行の見直し ②国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画へ の理解の促進				
2	さまざまな場での意識を 変える	①家庭における男女共同参画の推進 ②学びの場での男女共同参画教育の推進 ③働く場での意識啓発 ④地域での意識啓発				
	【テーマ2】場をひろげる(多様な働き方の選択、ワーク・ライフ・バランスの実現)				
1	政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	①政治・行政分野への女性の参画促進 ②団体・組織への女性の参画促進				
2	働く場をひろげる	①男女がともに働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・ バランスの推進 ②多様なニーズに応じた就労支援 ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の 推進				
3	地域・防災分野における 男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野での男女共同参画の拡大				
	【テーマ3】環境を整える(男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし)				
1	育児・介護等の基盤整備	①地域における子育て支援の充実 ②地域における介護支援の充実				
2	貧困等生活上の困難に対 する支援と多様性を尊重 する環境の整備	①貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環 境の整備				
3	「人生 100 歳時代」を見 据えたからだとこころの 健康支援	①「人生 100 歳時代」を見据えたからだとこころの健康支援				
4	女性に対するあらゆる暴 力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶				

【4】他の計画との関係

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく町の推進計画として位置付けるとともに、「配偶者暴力防止法」に基づく町の基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本町の総合振興計画をはじめとする、関連他計画との整合や調整に配慮して策定しています。

■関連計画との整合イメージ■

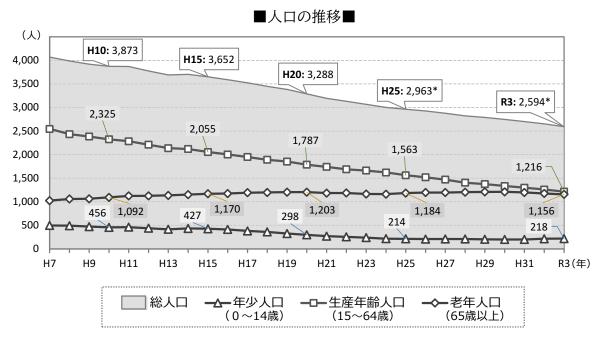


第3章 本町を取り巻く現状

【1】本町の人口動向

(1)人口の推移

年齢3区分別の人口の推移を見ると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少、老年人口は増加から減少に転じています。

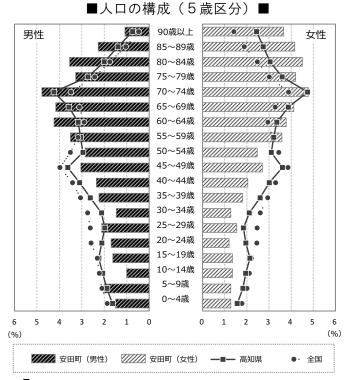


資料:総務省「住民基本台帳」※H7~H25 は各年3月31日現在、H26~は各年1月1日現在*H25及びR3は、外国人住民数が非公表または年齢不詳者があるため年齢3区分別の人口合計と総人口が一致しない

(2)人口の構成

全国と比べて、男女ともに $0 \sim 54$ 歳の割合が低く、55歳以上の割合は高くなっています。

資料:総務省「住民基本台帳」 ※令和3年1月1日現在

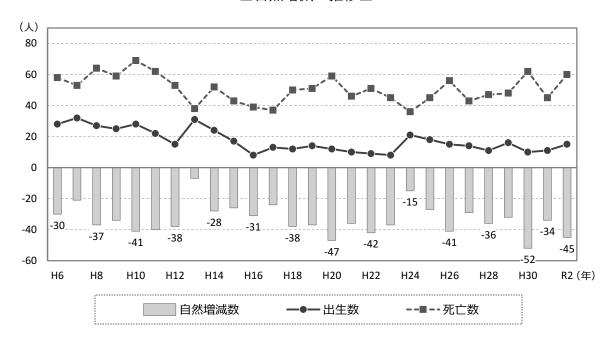


(3)自然増減、社会増減の推移

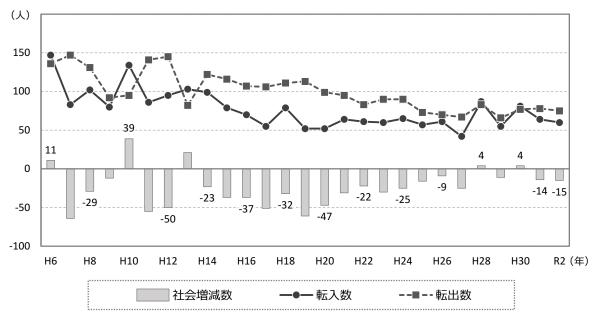
自然増減(出生数と死亡数の差)は、一貫して死亡数が出生数を上回り、少子化により自 然減で推移しています。

社会増減(転入数と転出数の差)は、社会増の年もありますが、相対的には転出数が転入数を上回り、社会減の傾向で推移しています。

■自然増減の推移■



■社会増減の推移■



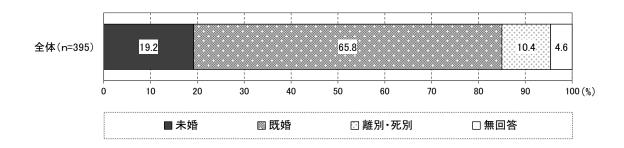
資料:総務省「住民基本台帳」

※H6~H24 は各年 4 月 1 日~翌年 3 月 31 日、H25~は各年 1 月 1 日~12 月 31 日)

【2】家庭生活

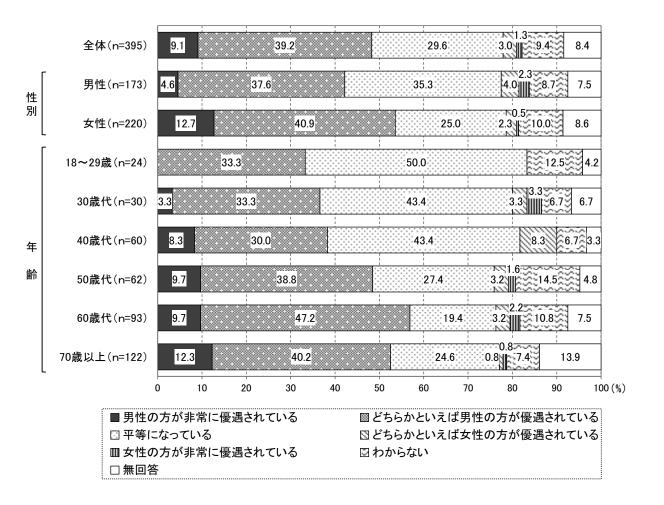
(1)婚姻件数等

住民意識調査では「既婚」が 65.8%と最も高く、次いで「未婚」19.2%、「離別・死別」 10.4%の順となっています。



(2)家庭生活での男女の平等意識

家族が互いに人格を尊重しあう上に家庭生活は成り立つものです。しかし、住民意識調査では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が39.2%と最も高く、次いで、「平等になっている」29.6%、「わからない」9.4%の順となっています。

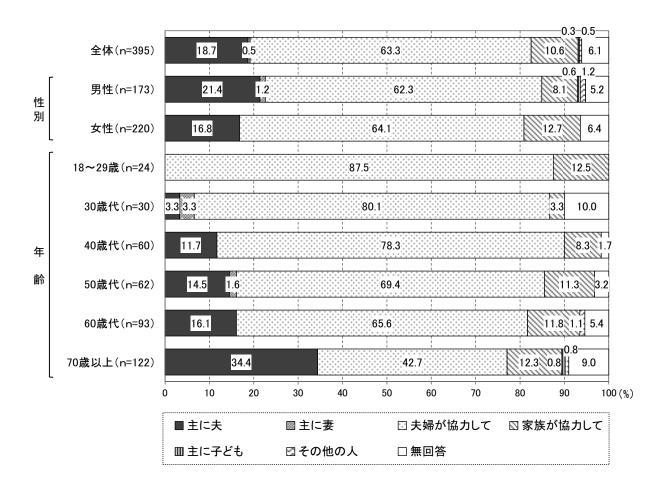


(3)家庭生活での男女の役割

住民意識調査では、家庭生活における役割について次のような結果となっています。

①生活費について

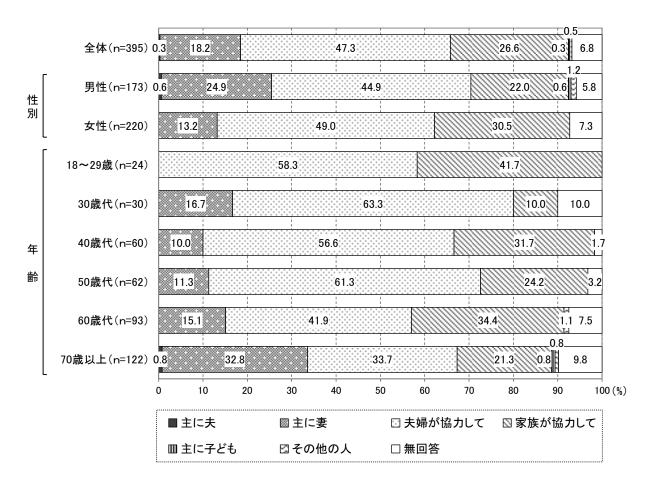
家庭生活における男女の役割分担について、生活費を稼ぐことについては、「夫婦が協力して」が63.3%と最も高く、次いで、「主に夫」18.7%、「家族が協力して」10.6%の順となっています。





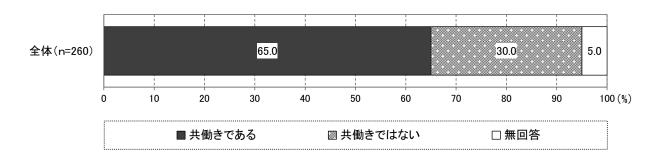
②家事について

日常の家事については、「夫婦が協力して」が47.3%と最も高く、次いで、「家族が協力して」26.6%、「主に妻」18.2%の順となっています。



(4)家庭での就業状況

住民意識調査では、「共働きである」が「共働きではない」の2倍以上を占めています。



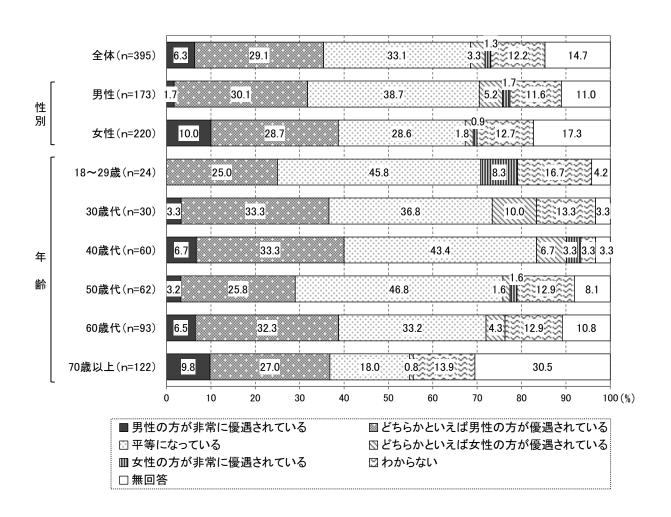
家庭生活における男女の役割分担については、一方のみが負担を感じたり、働きたいと考える女性が仕事と家庭生活(子育て・介護など)との選択に迫られたりすることがないよう、家庭生活における固定的な男女の役割分担意識の解消に向けた取り組みが必要です。

【3】職業生活

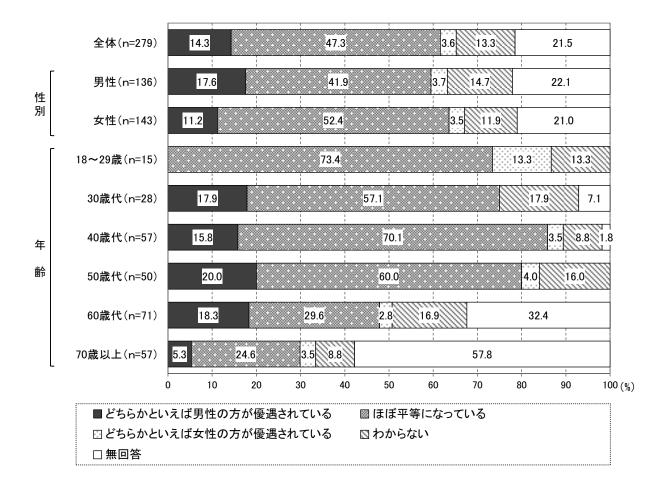
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法、働き方改革関連法等により、働く場での法や制度の整備は進んできましたが、賃金や昇進・昇格などの男女間の格差や、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど女性の人権・人格を傷つける行為は依然として発生しています。

(1)男女の地位について

住民意識調査においては、職場における男女の地位について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合が 35.4%と高くなっています。



募集・採用については、「ほぼ平等になっている」が 47.3%と最も高く、次いで、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」14.3%となっています。



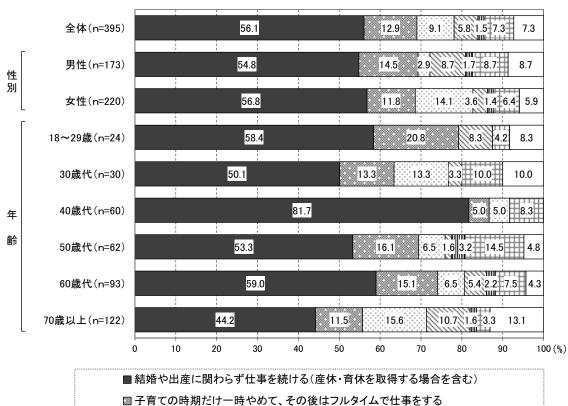
(2)働き方について

誰もが仕事と家庭生活(子育て・介護など)を両立できるような働きやすい職場環境 作りが課題となっています。

多様な働き方が選択できる制度の充実や、職場の理解など、制度面の整備に加え、周 囲の意識改革を進めていくことが必要です。

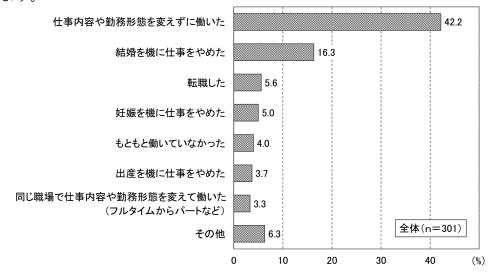


住民意識調査では、女性の働き方について、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける(産 休・育休を取得する場合を含む)」が56.1%と最も高く、「子育ての時期だけ一時やめて、 その後はフルタイムで仕事をする」12.9%、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はパ ートタイムで仕事をする」9.1%の順となっています。

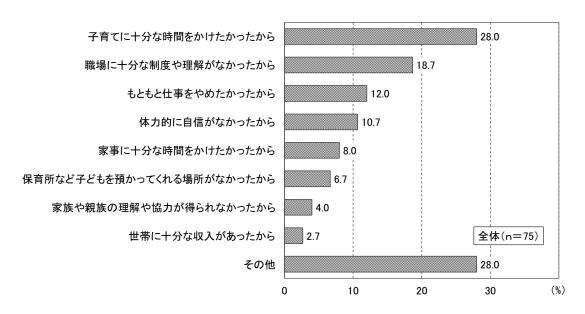


- □子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする
- ☑子どもができるまでは仕事をするが、子どもができたら家事や育児に専念する
- Ⅲ 結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する
- ■女性は仕事をしないほうがよい
- ⊞その他
- □無回答

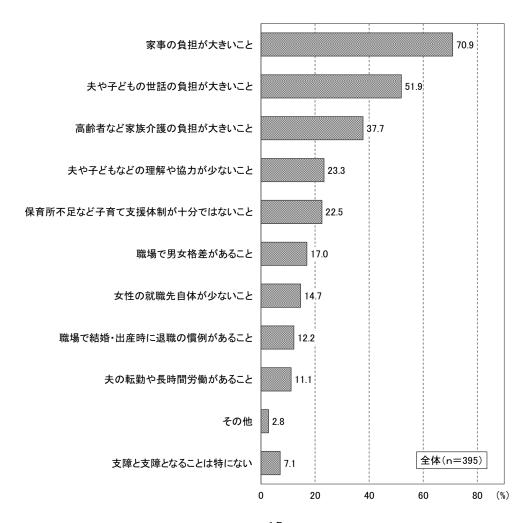
結婚・妊娠・出産による働き方の変化については、「仕事内容や勤務形態を変えずに働 いた」が42.2%と最も高く、「結婚を機に仕事をやめた」16.3%、「転職した」5.6%の 順となっています。



仕事をやめた理由について、「子育てに十分な時間をかけたかったから」が 28.0%と最も高く、「職場に十分な制度や理解がなかったから」18.7%、「もともと仕事をやめたかったから」12.0%の順となっています。



仕事を続ける上で支障となることは、「家事の負担が大きいこと」が 70.9%と最も高く、「夫や子どもの世話の負担が大きいこと」51.9%、「高齢者など家族介護の負担が大きいこと」37.7%の順となっています。



第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

(1)基本理念

本町では、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする「安田町総合振興計画」を策定しました。

この計画では、基本理念を「共に生き 未来につなぐ 安田町 ~みんなで創る 共生空間~」と定め、今を生きる一人ひとりが町を未来にバトンタッチしていく役割を担い、地域共生社会の実現を目指したものです。豊かな自然環境を活かし、住民一人ひとりが主役となる協働のまちづくりを進めています。

■ 安田町総合振興計画における目指すまちの姿(実現したい4つの価値)■

学び続けられる「やすだスタディ」



普通に暮らせる「やすだライフ」



誇りを持てる「やすだプライド」



自ら治める「やすだルール」



本計画においては、この安田町総合振興計画で定めた「目指すまちの姿」を踏まえ、男 女共同参画という分野への取組を充実し、男女が共に認め合いながら、幸せに暮らすこと ができる活気ある社会の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

■ 本計画の基本理念 ■

共に認め合い 誰もがいきいきと活躍できる 心豊かなまち やすだ

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本町を取り巻く環境や町民の意識・ニーズなどを踏まえ、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 男女が共に認め合うまちづくり

「男女の個人としての尊厳が重んじられること」「性別による差別的な取り扱いをうけないこと」「社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されること」「その他すべての男女の人権が尊重されること」を目標に取り組みます。

男女共同参画の意識づくりについて、学校教育のみならず、家庭や地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標2 男女が共に活躍できるまちづくり

「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行により、男女の自由な生き方の選択が制約されないよう配慮されること」「女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において、共同して参画する機会が確保されること」を目標に取り組みます。

従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習を見直すなど、意識改革を推進します。また、政策・方針決定過程において、女性の参画は重要であり、様々な分野における女性の 能力発揮の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

職場における男女間の格差解消や、職場の労働条件の改善など、事業所等に対する男女 共同参画への取組を促進します。

さらに、農業従事者が多い本町の現状を踏まえ、女性農業者の地位向上や経営参画の促進に努めます。

基本目標3 男女が共に仕事と生活を両立できるまちづくり

「女性と男性が互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護、その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域、その他の分野における活動を行うことができるようにすること」を目標に取り組みます。

仕事と生活の両立 (ワーク・ライフ・バランス) の実現に向けて、様々な環境の整備に 取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

基本目標4 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

「女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、生涯にわた り健康的な生活を営むことができるようにすること」を目標に取り組みます。

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、 関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

また、性別に配慮した健康づくり支援をはじめ、、個人の生き方に沿った切れ目ない地 域福祉サービスの提供を目指します。

【2】施策の体系

※女性活躍推進計画として取り組む分野

基本理念

共に認め合い 誰もがいきいきと活躍できる 心豊かなまち やすだ

【基本目標1】 男女が共に認め合うまちづくり

- 基本施策 1 男女共同参画の理解促進と意識づくり
 - 2 学びの場における男女共同参画の推進

【基本目標2】 男女が共に活躍できるまちづくり

- 基本施策
- 3 あらゆる分野への女性の参画促進(※)
- 4 働く場における男女共同参画の推進(※)

【基本目標3】 男女が共に仕事と生活を両立できるまちづくり

基本施策

- 5 仕事と生活が両立できる環境づくり(※)
- 6 地域活動における男女共同参画の推進

【基本目標4】 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

基本施策

- 7 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
 - 8 生涯にわたる男女の健康づくり
 - 9 誰もが安心できる福祉のまちづくり

第5章 具体的な取組内容

【基本目標1】 男女が共に認め合うまちづくり

1 男女共同参画の理解促進と意識づくり

固定的な観念や意識が、他人の生き方を制限したり、差別に結びついたりしないよう、それぞれが独立した人として尊重され、自分の意思と責任で自由に生き方が選択できる、多様な価値観を認めあえる社会を目指し、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

◆◇取組の方向◇◆

- ●性別による固定的な役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直し、男女共同参画への理解がより一層深まるよう、様々な機会を通じて、わかりやすい広報・啓発活動と情報提供を推進します。
- ●町職員においても、意識が高まるよう、率先して意識啓発を図ります。

施策名	取組の内容
男女共同参画に関する理解の促進	幅広い年齢層を対象に、関係機関と連携した誰もが参加しやすい 講座や講演会、体験型学習を通じ、男女共同参画に関する正しい 知識の普及と理解の促進に努めます。
社会制度・慣行の見直しと啓発	社会通念やしきたり・慣習などにおける性別による固定的な役割 分担意識の解消に向けて、様々な機会や手段を通じた意識啓発を 推進します。
庁内における慣行の見 直しと意識啓発	男女共同参画の考え方に基づき、町職員における仕事の分担、制度や施策、慣行の見直しに努め、情報の提供や職員研修会などを通じて町職員に対する意識啓発を図ります。

2 学びの場における男女共同参画の推進

様々な場面での性別による固定的な役割分担意識や、無意識のうちの性別による差別を生じさせないよう、幼少期からの教育や、職場・地域などのあらゆる場面・あらゆる対象への意識 啓発に取り組みます。

◆◇取組の方向◇◆

●保育・教育の場のみならず、家庭や地域など幅広く、人権に関する基本的な知識や考え 方を理解し、男女共同参画意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。

施策名	取組の内容
人権教育の推進	人権教育関係団体等と連携し、誰でも参加しやすい人権教育の推進に努めます。 差別やいじめに対して、「しない・させない・ゆるさない」意識の醸成をはじめ、自分も他者も大切に思う心の育成など、人権文化を育むとともに、人権意識・感覚を身につける教育に取り組みます。
保育・教育の場での男 女共同参画の推進	認定こども園や小中学校における、教職員等の男女共同参画の視点に立った表現の促進に向けた人材育成に努めます。 学校教育の場において、男女共同参画社会を人権課題として取り 入れていきます。
中学校における男女共同参画意識の醸成	職場体験学習などを通じて、社会人としての自立を目指した教育・進路指導を進めるとともに、進路等において、性別にとらわれることなく、能力や適性に応じた多様な選択を可能にする取組を進めます。
地域における学習機会の充実	生涯学習の場において、男女共同参画についての理解と認識を深めるため、各種講座や講演会などを開催するとともに、男女共同 参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援に努めます。

【基本目標2】 男女が共に活躍できるまちづくり

3 あらゆる分野への女性の参画促進

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で 参画し、活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場への参画を推進する とともに、男女が共に地域の一員として地域活動や社会活動に参加できるよう、活動内容や 参加方法等に関する情報提供を行うなど、参加しやすい環境の整備に努めます。

■本町の審議会等における女性委員■

	行政委員会委員数(人) ^{注1}			審議会等委員数(人)注2		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成 28 年 4 月現在	27	3	11.1%	101	7	6.9%
令和 3 年 4 月現在	27	3	11.1%	92	13	14.1%

注1:地方自治法第 180 条の5に基づくもの 注2:地方自治法第 202 条の3に基づくもの

資料: 庁内資料

■本町職員の女性管理職■

	管理職総数(人)	うち女性	女性割合	うち行政職(福祉・教育除く)		
				管理職 総数	うち女性	女性割合
平成 28 年 4 月現在	12	4	33.3%	10	2	20.0%
令和 3 年 4 月現在	17	6	35.2%	14	3	21.4%

資料:庁内資料

◆◇取組の方向◇◆

- ●町の政策・方針決定や審議会、各種委員会委員などへの、女性の参画を促進する取組 を推進します。
- ●地域において、様々な分野で男女共同参画を促進するリーダーの育成に努めるとともに、女性のチャレンジ支援を促進します。

施策名	取組の内容
審議会等への女性参画の促進	町の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や各種委員会、 町の附属機関等への女性委員の参画を促進し、女性委員のいない 審議会等の解消を目指します。
誰でも参加しやすい審 議会等の設定	各種委員の選出に際しての公募性の拡大を図るとともに、子育て中、介護中の人でも参加しやすい審議会や各種委員会等の設定に 努めます。
女性団体等との連携	様々な分野の政策や方針決定過程において、女性の参画が進むよ う、女性団体と連携を図ります。
あらゆる分野での男女 共同参画の推進	商工会や農業委員会等、関係団体と連携し、女性委員の参画促進 をはじめ、男女共同参画についての啓発に取り組むとともに、参 画する女性に対する、学習機会の創出や情報提供等の支援を行い ます。
女性の起業家等に対す るチャレンジ支援と育 成	女性や若者、高齢者やUターンやJターン、Iターン者などの起業家に対して、関係機関と連携しながら、様々な情報の提供や育成等も含めた支援を検討します。
地域・防災分野におけ る男女共同参画の推進	防災計画の策定や、自主防災組織等への女性の参画促進を図り、 避難所の運営などに女性の視点を生かすなど、男女で共に取り組 む防災活動を支援します。
町職員の能力向上	女性職員の職域拡大や、男女のバランスがとれた職員配置に努め るとともに、幅広い職務経験や研修等を通して町職員全体の能力 向上を図ります。
能力と適性に応じた町 職員の管理職への登用	性別に関わりなく、町職員個人の能力と適性に応じた職域、職員 配置による適正な任用を図り、女性管理職の登用を促進します。

4 働く場における男女共同参画の推進

就業は人々の生活を支える基本的な要素であり、その機会を得ることは性別に関わらず、 すべての人に保障されるべきものです。

必要なときに育児・介護休業を取得できる制度の確立や、取得しやすい職場環境の整備、 過重労働の解消等、ライフステージに応じた、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境の 推進と、働き方の意識改革について、国・県の関係機関・団体と連携を図りながら取り組み を進めます。

◆◇取組の方向◇◆

●職場におけるハラスメントへの対策を呼びかけ、男女が共に個性や能力を発揮しながら 自分らしく活躍できる職場づくりを目指し、関係機関と連携して啓発に努めます。

施策名	取組の内容
事業所等に対する広 報・啓発	事業所等に対して、様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知・普及を図るとともに、採用 や待遇面での男女格差解消に向けた啓発に努めます。
職業能力向上に向けた 情報提供	女性の各種職業能力向上のために開催される講座や研修会等の 情報提供に努めます。
女性の働きやすい就業 環境の整備、再就職へ の支援	在宅勤務やテレワーク等の多様な就業形態について、啓発活動に 協力していきます。 出産・育児などで一旦離職した女性に対し、再就職のための知識 や技術の習得、職業訓練についての情報提供を行います。
様々なハラスメント防 止対策の推進と相談体 制の整備	広報やホームページ等、様々な媒体や機会を通じて、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等による被害を未然に防止するための啓発活動に努めるとともに、各種ハラスメントについての相談・苦情に対して、関係機関と連携して適切な対応に努めます。

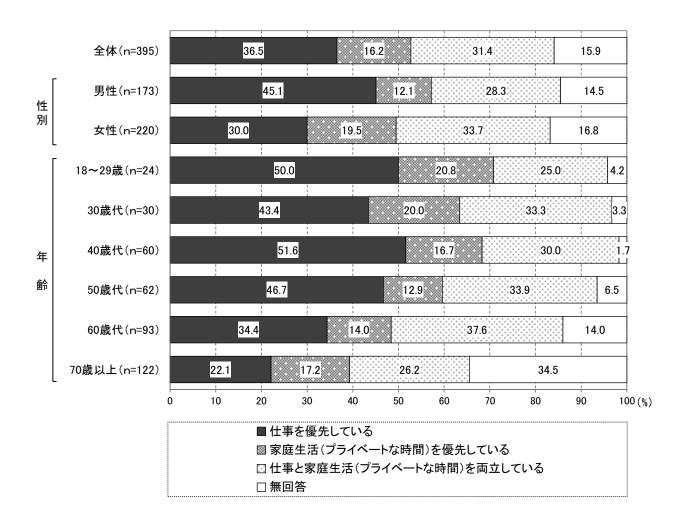
【基本目標3】 男女が共に仕事と生活を両立できるまちづくり

5 仕事と生活が両立できる環境づくり

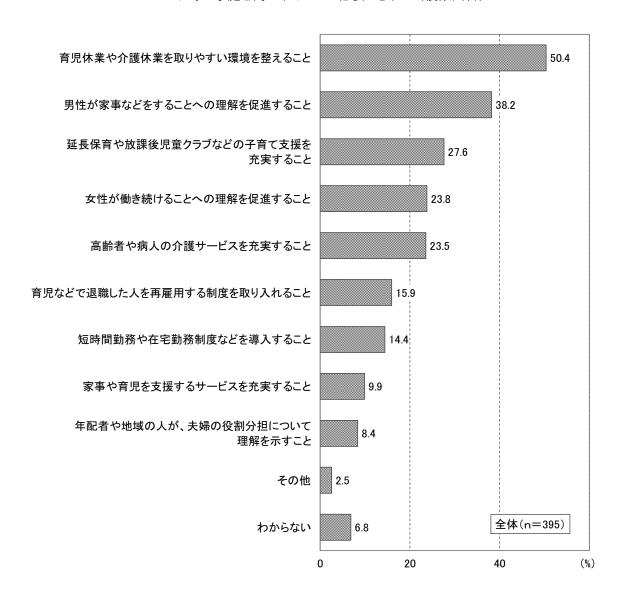
少子高齢化及びライフスタイルの多様化に伴い、育児・介護休業制度や育児基盤の整備 ・充実が求められています。

女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と生活(子育て・介護・社会活動等を含む)と の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、 多様で柔軟な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

住民意識調査では、実際の優先度として「仕事を優先している」が 36.5%と最も高く、「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立している」 31.4%、「家庭生活(プライベートな時間)を優先している」 16.2%の順となっています。



■仕事と家庭を両立するために必要と思うこと(複数回答)■





◆◇取組の方向◇◆

●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を目指し、育児休業や介護休業を取得 しやすい環境づくりなど、関係機関と連携し様々な取組を推進します。

施策名	取組の内容
事業所等に対するワー ク・ライフ・バランス の広報・啓発	適切な仕事時間と生活時間の配分、家事・育児についての適切な 役割分担など、ワーク・ライフ・バランスに関連する広報・啓発 に努めるとともに、町役場が働きやすい職場のお手本となるよう 「イクボス(※36ページ参照)」の育成に努めます。
仕事と家庭生活が両立 できる支援体制の整備	男女共に働きながら育児や介護に取り組めるよう、育児休業・介護休業制度等の普及をはじめ、条件や環境づくり、支援体制の整備等について、関係機関と連携し事業所等に働きかけます。
家庭生活における男性 の意識啓発と参加の促 進	家庭生活において、家事・育児・介護等への男性の積極的な参加 を促進するため、情報提供等に努めるとともに、料理教室など男 性同士の情報交換・交流の場の提供に努めます。
子育て支援環境の整備	「第2期やすだっ子応援プラン(安田町子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、地域社会全体で子育てをサポートできる体制 づくりに努めます。



6 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点や女性の意見を取り入れ、反映 することができるよう、団体の活動支援やリーダーとなる女性の育成を目指します。

また、誰もが積極的に地域活動に参加できるよう、活動時間の工夫を図るなど、様々な立場の人達が共に参画しやすい地域づくりを目指します。

◆◇取組の方向◇◆

●男女が共に参加しやすい地域活動への支援をはじめ、男女共同参画の視点に立った地域 活動を促進します。

施策名	取組の内容		
誰もが参加しやすい地 域活動への支援	男女が共に、地域活動やまちづくり活動に参加しやすいよう、 「あったかふれあいセンター」を拠点とした支え合いの地域づく りを進めていきます。		
女性の視点を生かした まちづくりの推進	地域活動に女性の視点やニーズをより一層反映させるため、自治会等地域団体での女性リーダーの登用を促進します。 まちづくりのための計画の策定を行う際は、女性の視点を生かる機会を充実し、計画への反映に努めます。		
地域住民との協働による男女共同参画の推進	ボランティア活動や環境保全活動、防犯活動などをはじめ、「第 3次安田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づく、地域住 民との協働による活動において、男女が共に参画しやすい体制の 充実・強化を図ります。		
防災分野における女性 の参画促進 男女のニーズの違いに配慮した防災活動や、男女共同参 を取り入れた避難所の運営を目指し、女性リーダーの発 を支援します。			
国際交流の推進	国際交流活動を通して、地域における男女共同参画の視点に立っ た国際理解の向上と、時代に即した国際的な人材の育成に努めま す。		

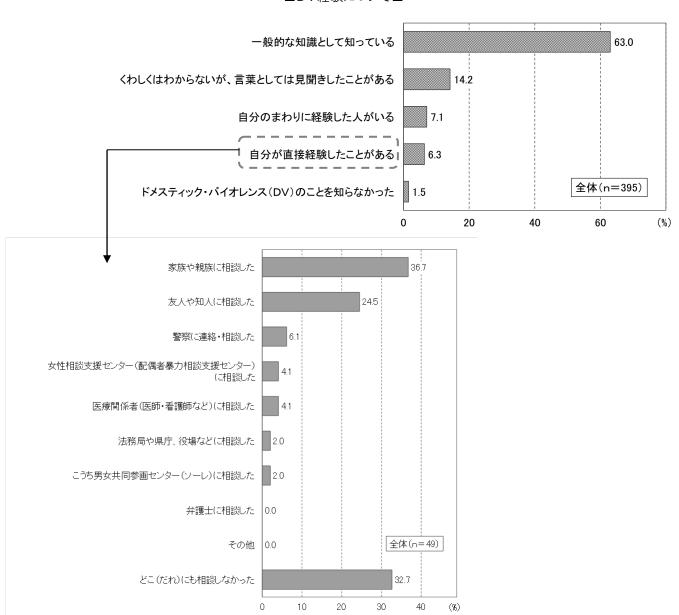
【基本目標4】 男女が共に安心して暮らせるまちづくり

7 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、暴力の当事者とならないための 予防教育や若者を対象としたDVに関する啓発、相談窓口の周知など、女性に対するあら ゆる暴力の根絶に向けた取り組みが必要です。

行政と民間団体が連携し、被害者が抱える多様な困難への包括的支援が必要です。

■DV経験について■



相談先として「家族や親族」が多く、次いで「友人や知人」が多い一方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」割合も高く、相談しなかった理由としては「相談しても無駄だと思ったから」という意見が最も多くなっています。

◆◇取組の方向◇◆

●あらゆる暴力の根絶に向けて、様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、DV被 害者等に対する支援の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策名	取組の内容	
暴力防止についての広 報・啓発	公共施設等へのポスター掲示など、広く暴力防止に向けた広報・ 啓発に努めます。	
暴力防止に向けた学習 機会の充実	研修会や講演会等を通じて、男女間の暴力(DV)の防止をはじめ、人権尊重や男女共同参画社会の実現に向けた、基本的な知識や考え方を習得するための学習機会の充実に努めます。	
学校等における学習機 会の充実	児童・生徒を対象とする、暴力防止についての意識啓発に努めま す。	
ストーカー被害等防止 に向けた広報・啓発	ストーカー行為や、デートDV等の防止について、広報・啓発に 努めます。	
関係機関との連携強化と制度等の周知	DV防止法に基づき、県や警察など関係機関との連携を強化する とともに、様々な機会を通じて、暴力防止・救済のための制度等 の周知に努めます。	
相談しやすい体制づく り	役場町民生活課に相談窓口を設置し、関係機関との連携を密に図りながら、被害者支援のためのワンストップ相談支援体制の構築を目指します。	
被害者保護の推進	県など関係機関との連携により、町営住宅への入居の配慮をはしめ、住民基本台帳閲覧や各種手続き時の配慮など、被害者やその子どもなどが安心して生活できるよう、様々な対策について情報提供や支援を行います。	
虐待の防止に向けた支 援	子どもや高齢者、障がいのある人への虐待の早期発見と未然防止 を図るため、関係機関と連携を図り、虐待に関する通報・届出窓 口の設置など、必要な支援を行います。	
虐待の防止に向けた地 域の見守り体制の構築	虐待や暴力の防止に向けて、地域での見守り体制の構築を図り、 誰もが、地域社会の中で安心して暮らすことができるまちづくり を目指します。	

8 生涯にわたる男女の健康づくり

誰もが自分の身体や健康について、正しい知識と情報を基に判断し、その自己決定が尊重される社会づくりが必要です。

ライフステージごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め、性別に配慮 した健康づくりが必要です。

◆◇取組の方向◇◆

- ●男女共に、生涯にわたって健康に生活できるよう、性別や年齢に配慮した心身の健康の 保持・増進の支援に取り組みます。
- ●妊娠や出産、育児など母子保健事業の充実に努め、子どもを産み育てやすい環境づくり を目指します。

施策名	取組の内容	
健康づくり意識の普 及・啓発	特定健診やがん検診、母子保健関連事業を通じて、健康づくり・ 食育活動などについての知識の普及や啓発活動を行います。	
健康相談等の充実	男女が生涯にわたり健康に過ごせるため、性別や年齢に配慮した健康についての相談支援を実施します。	
女性が出産しやすい環 境づくり	女性が自らの体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の考え方に基づき、女性が安心して安全に出産できるよう、中芸広域連合に施策の実行を働きかけます。	
妊娠・出産・育児等に 関する支援	中芸広域連合と連携し、妊娠・出産に関する相談支援や育児支 の充実に努めます。	
保健知識の普及と学習 機会の充実		
健康への悪影響につい ての意識啓発	喫煙・飲酒が妊産婦や子どもに与える悪影響をはじめ、薬物乱用 等による人体への悪影響などについての情報を発信し、意識啓発 を進めます。	

施策名	取組の内容	
心の健康づくりの推進	心の健康づくりをテーマとした講演会の開催や、各種相談業務の 充実を図り、住民の心身の健康維持・増進に努めるとともに、安 田町自殺対策計画に基づき、関係機関とのネットワークの強化を 図ります。	
スポーツ活動を通じた 健康づくり	性別や年齢を問わず、スポーツを楽しみながら健康づくりに取 組み、地域での交流ができるよう、情報提供をはじめとする環境 づくりに努めます。	

9 誰もが安心できる福祉のまちづくり

男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える人々が安心して暮らせるための環境整備を進めます。

性の多様性をはじめ、高齢者、障がい者、外国人に対する社会的理解を深め、互いに認め合える社会を目指します。

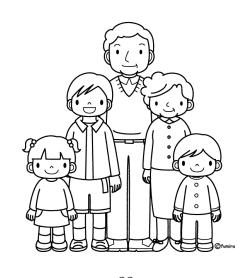
ひとり親世帯や生活困窮者が安心して生活できるよう、就業の安定に取り組むとともに、 自立に向けた力を高める支援を行います。

◆
◇取組の方向
◇◆

- ●高齢者介護や介護予防、障がいのある人への支援など、個別計画に基づく福祉サービス の充実を図るとともに、地域住民との連携による見守りや支援活動を促進します。
- ●関係機関と連携し、ひとり親世帯をはじめ、様々な生活上の困難を抱える人への生活安 定に向けた支援に努めます。
- ●性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会を目指します。
- ●外国人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

施策名	取組の内容	
制度についての情報提 供、相談体制づくり	中芸広域連合が担う保健・障がい・介護など各種福祉制度に関す る情報提供に努めるとともに相談窓口の充実強化を図ります。	
サービスの支援体制	男女共同参画の視点に立った、障がい福祉・介護サービス、地域 支援サービス等の適切な利用を促進するとともに、地域における 支援体制の強化に努めます。	

施策名	取組の内容		
誰もが気軽に集える場 所の提供	あったかふれあいセンターなどを活用して、性別や年齢を問わず、誰もが気軽に集える地域における「交流の場」を提供します。		
地域における見守り体 制の整備	一人暮らしや高齢者世帯、障がいのある人、ひとり親世帯など、 関係機関と連携して見守り体制を推進します。		
福祉のまちづくり	事業所や関係機関・団体等と連携し、公共施設及び民間施設等の バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しま す。		
防災活動における連携	災害時に支援を必要とする人への個別の避難計画作成に努め、日 頃の見守り活動等にも活用します。 各関係機関との連携を図り、災害時における地域の支援体制の構 築に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った避難支援体制 づくりに努めます。		
ひとり親世帯や生活困 窮世帯への支援	ひとり親世帯や、生活困窮世帯に対する相談支援の強化を図り、 就業・自立に向けた相談窓口の充実・強化に努めます。		
多様な性の尊重	子どもの頃からジェンダーにしばられず、子どもの個性を大切に した教育を行います。 多様な生き方を認め合い、性別の枠にとらわれることなく、社会 に参画するための取り組みを進めます。		
性的指向・性自認を尊 重する社会づくり	事 多様な性の理解に向けた広報・啓発を行うとともに、行政手続き における配慮の推進とアウティングの防止に努めます。		
外国人と共に暮らす地 域づくり	在住外国人への防災・災害情報の提供と、安心して相談できる体制の充実に努めます。		



第6章 計画の推進体制

1 庁内推進体制

本計画の取組は、幅広い分野にわたることから、庁内関係部署との十分な連携を図り、 庁内横断的に様々な取組を推進します。

2 町職員の理解促進

本町の職員は、住民に率先して男女共同参画を推進する必要があることから、住民の模範的存在となるよう男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、研修等を通じて意識の醸成に努めます。

3 関係機関との連携の強化

本計画を効果的・効率的に推進していくため、全庁的な協力体制はもとより、地域住民をはじめ、人権擁護委員や女性関連団体、町人権教育研究協議会等の関係機関と連携し、 取組を推進します。

4 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、 改善(ACTION)による進行管理(PDCAサイクル)に基づき、常に改善を図りま す。また、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行うとともに、必要に応 じて取組の変更や見直しを検討します。

資料編

1 安田町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 安田町男女共同参画計画を策定するため、安田町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 安田町男女共同参画計画の策定に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 男女共同参画に関し、知識・経験を有する者
 - (2) 一般住民及び各種団体の代表者等
 - (3) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、安田町男女共同参画計画の策定が完了するまでとし、任期中の委員の交代 に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民生活課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 安田町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

	選出区分	氏 名	職名
1	住民代表及び各種団体代表	中野彰久	安田小中学校PTA会長
2	住民代表及び各種団体代表	有岡智佐	安田日赤奉仕団委員長
3	住民代表及び各種団体代表	竹 内 由 美	安田町女性の会会長
4	住民代表及び各種団体代表	西山周良	安田町民生児童委員協議会会長
5	住民代表及び各種団体代表	竹内幸惠	中山合同女性部部長
6	住民代表及び各種団体代表	野町隆伸	中山を元気にする会会長
7	住民代表	西山香苗	スポーツ教室講師
8	住民代表	岡本晴佳	Iターン就農者
9	住民代表	南久雄	スクールガードリーダー
10	行政代表	西山直樹	安田町役場総務課課長補佐

= 用語解説 =

- 男女共同参画(社会)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

●ジェンダー

性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差をさす言葉として 用いられる。

●ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、 子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発にかかる個人の時間を持てる健 康で豊かな生活ができること。

●DV:ドメスティック・バイオレンス

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。殴る、蹴る等の身体的暴力、 大声で怒鳴る、無視する等の精神的暴力、性交渉を強要する、避妊をしない等の性的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力等があげられる。

アウティング

本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること。これは 重要な人権侵害であるため、本人の了承なしに決して他人に話してはならない。

イクボス

部下の仕事と生活の両立を支援し、自らも仕事と生活の充実に取り組む上司 (経営者・管理職)のこと。高知県では平成27年6月、令和2年4月に知事 が「イクボス宣言」を行いました。



第2期安田町男女共同参画計画

発 行/令和4年(2022年)3月

発 行 者 / 高知県 安田町

問 合 せ 先 / 安田町 町民生活課

〒781-6421

高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

TEL (0887) 38-6712

FAX (0887) 38-6780